

令和 5 年度

山口県交通安全実施計画

山口県交通安全対策会議

ま　　え　　が　　き

「令和5年度山口県交通安全実施計画」は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第3項の規定に基づき、「第11次山口県交通安全計画」（令和3年度～令和7年度）に沿って、山口県及び国の指定地方行政機関が令和5年度において講じる本県の陸上交通の安全に関する具体的施策について取りまとめたものであるとともに、県の総合計画である「やまぐち未来維新プラン」の施策別計画として位置付けられている。

全国に比べ速いペースで高齢化が進む本県においては、歩行者、運転者の両面から、総合的な高齢者対策の推進が重要な課題となっている。

昨年の交通情勢は、交通事故死者数、人身事故発生件数ともに前年と比べて減少しており、死者数については統計が残る昭和26年以降最少となる31人、交通事故重傷者数も380人と、いずれも「第11次山口県交通安全計画」の目標指標である死者数36人以下、交通事故重傷者数390人以下を達成した。

「令和5年度山口県交通安全実施計画」は、「第11次山口県交通安全計画」において定める「推進上留意すべき事項」である交通社会を構成する三要素（人間、交通機関、交通環境）の考慮、これから5年間において特に注視すべき事項、交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進、地域ぐるみの交通安全対策の推進を前提とし、「施策の方向」として、①交通安全思想の普及徹底、②通学路等における交通安全対策の推進、③交通事故から高齢者等を守る対策の推進、④救助・救急活動、被害者支援の充実、⑤経営トップ主導による自主的な安全管理体制の充実・強化を掲げ、それぞれの実施機関が相互に連携を密にして、本県の陸上交通各般にわたる諸施策を総合的な見地から積極的に推進し、安全で安心な交通社会の実現を目指すものとする。